

景観計画区域における行為の（変更）通知書

第 号
年 月 日

福島市長

通知者名 ○○○○事務所長
○○○市△△部長 等

景観法第16条第5項の規定により、次のとおり通知します。

行為の種類	事業名	行為の場所	着手 予定月	完了 予定月	行為の概要	景観検討
(例) ①	(例) ○○建築本体工事	(例) 福島市○○字 ○○地内	(例) H30.7月	(例) H31.3月	(例) 建築面積A=1,200㎡ 高さH=15m	(例) ④

【記入上の注意】

- 1 「行為の種類」には、実施する行為を下記より選択して番号を記載して下さい。
※『【参考】公共事業等に係る通知の対象となる行為のイメージ』を参考に選択して下さい。
- ① 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

② 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

③ 開発行為（都市計画法第4条第12項に規定する開発行為）

④ 土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 ※略称は「土地の形質変更」という。

⑤ 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 ※略称は「物件の堆積」という。
- 2 「事業名」には、当該行為を行う工事名称等を記載して下さい。
- 3 「行為の場所」には、行為の箇所を記載して下さい。
- 4 「着手予定月」には、工事に着手する予定の年月を記載して下さい。
- 5 「完了予定月」には、工事が完了する予定の年月を記載して下さい。
- 6 「行為の概要」には、高さ、面積等を記載して下さい。
- 7 「景観検討」には、景観検討を行った場合は、根拠を下記より選択して記載して下さい。
- ① 法令に基づく景観検討（法又は条例に基づく環境影響評価、土地改良法に基づく環境配慮計画）

② 国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針（案）

③ 学識経験者、景観アドバイザー等の専門家によるアドバイス

④ 要綱等（福島県農村整備環境技術検討会設置要綱、福島県土木部景観審査要綱等）

⑤ 事業主体による独自の検討

⑥ その他（ ）
- 8 添付図書は以下のものを添付して下さい。（変更の場合は、当該図面のうち必要なもの）
- ① 位置図

② 本要領第3条第1項に定める図書（事業主体により景観検討がされている場合は省略可能）

③ 景観検討した資料（②の資料を省略した場合のみ）